



二以上の会社に勤務する場合の社会保険

国の「働き方改革」として、厚生労働省は正社員の副業や兼業を推進するガイドライン案を有識者会議に提示しました。ガイドライン案では、労働者と企業それぞれのメリットを挙げて、労働者の希望に応じて副業・兼業を認める方向で検討することを企業へ求めています。就業規則等で原則副業や兼業を禁止としている企業が多いのが現状ですが、今後は容認する企業が増えていくのでしょうか。

副業・兼業することで、2ヶ所以上の会社に勤務することになった場合、どちらの会社で社会保険に加入するのでしょうか。通常、「1週間の所定労働時間」および「1ヵ月間の所定労働日数」が一般従業員の4分の3以上である場合に社会保険の加入対象となり、これに該当する場合は1日の大半を一つの会社で満たし、仮にもう一つの会社で就業していても、加入対象となるケースは殆どありませんでした。しかし、平成28年10月より、社会保険の被保険者数が501人以上の会社(特定適用事業所)において、これまで対象外であった短時間労働者も社会保険の加入対象となったことに伴い、短時間労働者として2つの会社に勤務する場合、双方で社会保険の加入対象となる可能性が出てきました。これまで2ヶ所以上の会社で社会保険に加入するケースとしては、常勤役員をかけもちしている場合が殆どでしたが、今後は複数社をかけもちしたり、個人で起業したりと働き方の多様化に伴い、2ヶ所以上の会社で社会保険の被保険者資格を満たすというケースが出てくるでしょう。今回は2ヶ所以上の会社に勤務し双方の会社で社会保険の加入要件を満たす場合、どのような手続きが必要になるのかまとめてみました。

■「被保険者 所属選択・二以上事業所勤務届」

2ヶ所以上の会社に勤務し、双方の会社で社会保険の加入対象となった場合、各々で社会保険の被保険者資格を取得します。

【例】A社で社会保険に加入していた者が、B社でも勤務を開始。B社でも社会保険の被保険者資格を満たす場合。通常通り、B社で資格取得手続きを行います。この時、資格取得届の備考欄に「二以上勤務予定」等と記入をします。次に、本人の選択する勤務先が属する年金事務所および健康保険組合(以下「保険者」とする)へ「健康保険・厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を提出します。この届出は、複数の事業所で被保険者資格を取得したことによって、保険者が複数になる場合、主たる保険者を選択する(管轄する年金事務所等が同じ場合は、主たる事業所を選択する)届出で、被保険者が届出をします。A社を選択した場合、A社の保険者が発行する健康保険証を使用することになります。B社の健康保険証は返却します。保険者によっては、資格喪失手続きが必要になることがありますので、選択しなかった保険者へ確認をするとよいでしょう。

■社会保険料の計算方法

2ヶ所以上の会社の報酬月額を合算して、合算した報酬月額で標準報酬月額を算出し、保険料率をかけて保険料を決定します。各事業主は、被保険者に支払う報酬の額により按分した保険料(各事業所と被保険者が折半)を保険者に納付します。

	報酬月額	報酬月額 (合算)	標準報酬月額	保険料の計算方法
A社	600,000	1,000,000	健康保険：980,000 厚生年金保険：620,000	健保：980,000×保険料率×600,000/1,000,000 厚年：620,000×保険料率×600,000/1,000,000
B社	400,000			健保：980,000×保険料率×400,000/1,000,000 厚年：620,000×保険料率×400,000/1,000,000

■随時改定(月変)時の注意点

一つの会社の報酬のみが変動した場合、変動した会社のみで報酬で従前と変更後の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じれば、随時改定の対象となります。合算した報酬月額で2等級以上の差が生じて、月変の対象にはなりません。

例えばB社の報酬が400,000円から450,000円に変更した場合、標準報酬月額の等級は27等級から28等級へと1等級差のみとなり、月変の対象外となります。合算した報酬ではなく、変動した会社の報酬のみで判断することに注意が必要です。

知っておきたいミニ知識

労使合意に基づく社会保険適用拡大

昨年4月より厚生年金保険の被保険者数が500人以下の事業所も、労使の合意に基づき短時間労働者の社会保険加入が可能になりました(本通信109号参照)。この場合どのような届出が必要になるのでしょうか。

「任意特定適用事業所申出書」を管轄の年金事務所へ(健康保険組合に加入している事業所については、健康保険組合にも同様に)提出します。新たに社会保険の加入対象となった短時間労働者の資格取得届も提出します。資格取得日は、この申出書が受理された日となります。労使合意を得たことを証明する書類(同意書)の添付も必要です。労使合意とは、同意対象者の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意することを言います。同意書は、労使合意の方法にあわせた様式を年金事務所や一部健康保険組合のホームページからダウンロードすることができます。

社会保険の対象範囲については、平成31年9月までに、さらに検討を進めることが法律で決定しています。もうすぐ新年度を迎えます。この機会に、短時間労働者の福利厚生・年金の充実のために、また優秀な人材を採用するために、労使合意に基づく適用拡大の導入を検討されてはいかがでしょうか。

なお、事情変更により、任意特定適用事業所の取消しを希望する場合には、同意対象者の4分の3以上の同意を得て、同意を得たことを証明する書類を添付し、「任意特定適用事業所取消申出書」と資格喪失届を管轄の年金事務所等へ提出することで任意特定適用事業所の取消を行うことができます。同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者(過去に厚生年金の加入期間があり、70歳未満であれば厚生年金の被保険者要件を満たす者)をいいます。受理された翌日に、短時間労働者の方の社会保険の資格が喪失されます。取消申出の場合の同意書も、年金事務所のホームページからダウンロードが可能です。